

# 樹脂製パンプトラック購入に係る公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、樹脂製パンプトラックを購入する事業者を公募型プロポーザルにて選定するため、必要な事項を定めるものとする。

参加者は、この実施要領を踏まえ、企画提案書及び関係書類を提出するものとする。

## 1 目 的

本事業は、令和6年度に策定した「大多喜町アーバンスポーツ推進計画」に基づき、大多喜町の課題である若者の転出超過及び地域の賑わい拠点の不足の解決を図るため、若者世代に刺さる新たな魅力となる町の賑わい創出拠点・プラットフォームとなる場として、パンプトラック施設を整備するものである。

また、事業実施にあたっては、民間事業者のノウハウを活かし、本事業を効果的に実施することで、より集客力の高い施設を整備するとともに、導入及び維持管理に係る本町の財政負担を最小かつ平準化を図ることを目的とする。

## 2 公募型プロポーザル方式採用の理由

パンプトラック物品の購入にあたっては、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）の持つノウハウの活用により、より集客効果の見込まれるコースレイアウトを提案いただき、当該コースレイアウトに必要となる物品を購入したいこと。また、導入及び維持管理に係る本町の費用負担を最小にしつつ利用者の安全性が確保された物品の購入を図るため、公募型プロポーザルを実施する。

## 3 件 名

樹脂製パンプトラック購入

## 4 業務内容

別紙「樹脂製パンプトラック購入仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 5 納 期

令和8年9月30日まで

## 6 予定金額（上限金額）

購入金額の上限額（消費税及び地方消費税含む。） 30,000,000円とする。

※提案の内容に関わらず、この上限を超える提案は受け付けない。

## 7 プロポーザル参加者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本プロポーザル開始日において、大多喜町建設工事請負業者等指名停止要領による指名停止を受けていない者。
- (2) 関東地方（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）に営業拠点（本支店、営業所）がある者。
- (3) 過去10年間に、同種業務として、樹脂製パンプトラックの納入に係る業務を元請けで受注した実績のある者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 8 実施スケジュール

公告日 令和7年12月10日（水）

参加表明及び質疑受付期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月19日（金）まで

※質問の回答については、原則質問書提出後3日以内に回答。

提案書類の提出期間 令和7年12月25日（木）午後4時まで

審査委員会 令和8年1月9日（金）

※詳細は提案書等提出者に後日通知。

## 9 現場確認

見積にあたり現場確認を希望する場合は、令和7年12月17日（水）午後3時までに次の連絡先へ、現場確認を行う日程及び時間を伝えること。

現場確認は、原則平日午前9時から午後4時の間で60分程度とし、1者につき1回とする。また、現場確認時に仕様等について疑義が生じた場合は、規定の方法により質問を行うこととし、その場での質疑応答はしないものとする。

連絡先：大多喜町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係 池田・小澤

電話 0470-82-3188

## 10 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で受付け、回答する。

### (1) 質問方法

ア 電子メールにより質問書（様式1）を提出すること。

イ 質問はまとめて提出すること。

### (2) 受付期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月19日（金）まで

### (3) 回答方法

ア 全ての質問について、12月20日以降に参加業者全てに電子メールにて回答する。

イ 質問の回答は、参加業者からの質問に対してまとめて行う。

## 11 プロポーザル参加表明書の提出

### (1) 受付期間

令和7年12月10日（水）から令和7年12月19日（金）まで

### (2) 提出書類

プロポーザル参加表明書（様式2）及び誓約書（様式3）

### (3) 提出部数 各1部

## 12 提出書類

提出書類は、すべてA4縦判とし、次のとおり提出すること。

### (1) 企画提案書（様式4）

### (2) 企画提案内容（任意様式）

別紙仕様書に基づき、応募者としての方針やアピールポイントについて、次の基本的内容を含めて明記すること。

ア コースレイアウト

イ 提案物品の性能、特徴等について（選定理由を含めること。）

ウ 提案されたコースの集客効果、利活用方法

エ ランニングコスト

オ メンテナンス方法

カ 安全面への配慮

### (3) 工程表（任意様式）

### (4) 企業概要（様式5）

※定款、登記事項証明書、役員名簿、直近3年間の収支決算書類、前年の納税証明書

を添付すること。

- (5) 受注実績表（様式6）
- (6) 業務実施体制表（様式7）か又は（任意様式）
- (7) 主担当者、業務責任者（予定者）の経歴及び実績（任意様式）
- (8) 見積書及び見積内訳書（任意様式）

ア 各物品の積算内容が分かるように見積金額(消費税相当額を含む)を記載すること。

イ 見積書には、社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「大多喜町長 平林 昇」とすること。

### 13 提出方法

持参又は郵送（提出期限日必着のこと）とする。

- (1) 提出書類の取り扱い

ア 提出物についてはすべて返却しないものとする。

イ 契約事業者は提案書の内容に基づく物品の納入を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は、発注者と協議し同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがある。

ウ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

### 14 提出部数等

提出書類(1)～(8)の順序で製本し提出すること。

また、表紙には件名として「樹脂製パンプトラック購入」と、企業名称を表示すること。

正本1部（代表者印押印のもの）

副本6部（正本の写し）

電子データ（CD-ROM等）

### 15 プレゼンテーション

- (1) 日時

令和8年1月9日（金）午後予定

実施時間については、令和7年12月26日（金）に、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書提出順とする。

- (2) 場所

大多喜町役場 中庁舎 大会議室（予定）

※控室は、議員控え室とする。（予定）

### (3) 内容説明

ア プレゼンテーションによる企画提案書の説明（準備含む） 20分以内

イ 審査委員による質疑 20分程度

ウ 出席者は各事業者につき、3名までとする。説明者は本業務に直接係わる者とし、受注した際の業務責任者は必ず出席すること。

### (4) その他

プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案や資料は認めない。パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に連絡すること。この場合、モニターは町で用意し、パソコン等その他機器は提案者が持参すること。

## 16 審査

### (1) 選定方法

各事業者の企画提案等に基づき、樹脂製パンプトラック購入プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審査を行い、受託候補者を選定する。

### (2) 評価方法及び評価基準等

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査、関係書類及び見積金額についての審査を行う。

### (3) 提出者が1者の場合

提出者が1者の場合でも、評価委員会がその企画提案書等について、実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

### (4) 選定結果

結果については、プレゼンテーション終了後7日以内に各社に文書により通知する。

## 17 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、その事業者は失格とする。

- (1) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案額が上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合
- (6) その他、町が不適格と認めた場合

## 18 契約手続き

最優秀提案者と提案内容等について協議して最優秀提案を踏まえた仕様書を作成し、協議が整った後、速やかに仮契約を締結する。

本件については、町議会の議決が必要とされることから、当該仮契約は議決後に本契約としての効力が生ずるものとする。

なお、町議会で否決された場合、本契約が成立しないことによる補償は行わない。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがある。

## 19 契約保証金

契約者は、大多喜町財務規則第145条に基づき、契約締結時に契約保証金を納めるものとする。

## 20 その他

- (1) このプロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 業者選定における会議は、非公開とし、会議内容及び評価内容については公表しない。
- (3) 辞退する場合は、必ず辞退届を提出するものとする。(様式8)

## 21 提出先及び問合せ先

〒298-0216

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜486-10

大多喜町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興係 池田、小澤

電話：0470-82-3188 FAX：0470-80-1951

E-mail：kaiyo@town.otaki.lg.jp